

登録規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本レスリング協会（以下「本法人」という）の定款第38条、及び49条並びに内規第13条及び第14条の規定に基づき、役員、競技者等の実態を把握し、レスリングの健全な発展・普及を図るため、登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(登録会員の種類)

第2条 登録者の種類は、役員（審判員・指導者を含む）、全ての競技者とする。

- (1) 役員とは、各都道府県の会長、理事長、傘下団体の会長、理事長および各団体（社会人、大学、高校、中学、クラブ）において指導的な活動している監督、コーチ、そして審判員をいう。
また、各団体において役職員として認められた者であって所定の登録手続きをとった者をいう。
- (2) 競技者とは、レスリング競技を行っている者で、所定の登録手続きをとり、登録した者をいう。
なお、役員として登録した者が、競技者として活動することを妨げない。
- (3) OB・OG会員とは、過去レスリング競技に携り、所属団体及び個人で所定の登録手続きをとり、登録した者をいう。

(登録費)

第3条 本法人への年間登録費の納入は、別紙登録規程細則に定めるものとする。

(登録責任者)

第4条 都道府県協会及び各傘下団体連盟は、登録に関する責任者（以下「登録責任者」という）を各協会及び各種団体毎に指名し、円滑迅速な登録業務（登録者の把握等）に務めるものとする。

(登録の手続き)

第5条 本法人への登録は、各都道府県・傘下団体・連盟の代表名、または個人でWeb登録システムにて行う。OB・OGの登録は、個人及び団体とする。

- (1) 本法人は、役員・競技者の登録に関する内容をホームページ等で案内する。
- (2) 登録責任者は、登録希望者に登録内容に関する手続きの方法や内容について説明するものとする。
また、Web登録後、会員証をダウンロードし、登録完了者へ渡すものとする。
個人で登録する場合も同じとする。
- (3) 登録責任者及び本法人は、登録内容を個人情報と扱うものとする。
なお、レスリング競技関連資料として必要に応じ、公表することに登録者は同意したものとする。
- (4) 所定の研修を修了した者に限り、登録手続きを行うことができる。
ただし、令和8年度に限り、所定の登録申請期間内に登録申請を行い、かつ、令和8年度中に所定の研修を修了することを要する。

(会員証の効力)

第6条 本法人、都道府県協会及び傘下団体・連盟の主催する競技会・大会（以下「競技会等」という。）に参加する選手・指導者（*コーチ）は、必要に応じて登録証を提示しなければならない。
提示を求められて提示出来ない場合、その競技会等、及び本法人関連行事に参加することは出来ない。
(*コーチとは、セコンドに付く者をいう。)

会員証の効力は、毎年3月末日までの1年間とし、登録申請は毎年3月1日～6月30日までとする。
ただし、選手については、追加登録期間を別紙登録規程細則に定めるものとする。
未登録者は原則として日本レスリング協会および傘下団体・連盟主催の大会、指導者講習会等に
参加することは出来ない。

(団体の加盟登録費)

第7条 本法人の都道府県協会、および各傘下団体連盟は、団体加盟登録費として、書式1に必要事項記入
の上、本法人に納入する。

(本部役員登録費)

第8条 役員登録費として、本法人に納入する。
*別紙登録規程細則に定めるものとする。

(登録者・登録団体の義務)

第9条 本法人登録者、及び加盟傘下団体の義務・遵守事項については、別に定める競技者規程・
加盟団体規程による。

(各登録費の使途)

第10条 各登録費については、100%以下を法人会計として使用することができる。

(罰則)

第11条 本法人の登録者は、不正な登録手続き等をした場合および本法人の倫理規程、競技者規程、
加盟団体規程に違反したと認められたときは、倫理規程に基づく処分を受けるものとする。

(不服申立)

第12条 本法人の決定した処分に不服があるときは、本法人・登録者および加盟団体は、公益財団法人
日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁により解決に向けて適切に対応するものと
する。

(厳守事項)

第13条 登録会員は、下記各号に定める行為をしてはならない。

- (1) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等他人に精神的または身体的な苦痛
を与える行為。
- (2) 反社会的勢力に該当する者と社会通念上、不相当な関係をもつこと。

(補足)

第14条 登録方法並びに登録期間については、別紙登録規程細則によるものとする。

(規程の改廃)

第15条 本規程の改廃は、本協会理事会の決議を経て定める。

附則

1. 本規程は、公益財団法人の設立の登記のあった日（平成25年4月1日）から施行する。
2. 本規程は、一部改正し、令和4年3月1日から施行する。
(第2・3・5・6・7・8・9・12条、加条13・14条)
3. この規定は2026年2月23日に一部改訂し、2026年3月1日より施行する。
(第5条4項及び第15条追加)

登録規程細則

■ 登録方法

2020年度から日本協会の個人登録については、インターネット(Web登録システム)申請とする。

登録希望者は、都道府県協会、傘下団体、委員会で取りまとめて申請するか、または、個人で申請し、登録費を納めることとする。

なお、幼児・小学生の登録方法については、別途定める。

■ 登録費及び申請期間

□役員登録費・申請期間について

対 象	都道府県協会		傘下団体		学校・クラブ 社会人等の代表者	委員会	
	会長	理事長	会長	理事長	指導者(監督・コーチなど)	審判員	専門委員
登 録 費	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
申請期間	3月1日～6月30日						

※上記で登録した者は選手登録する必要はなく、選手として大会に出場することができる。

□選手登録費・申請期間について

対 象	幼児・小学生	中学生	高校生	大学生	社会人	マスターズ
登 録 費	1,000円	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	4,000円
申請期間	3月1日～3月31日	3月1日～6月30日				

□OB・OG会員登録費・申請期間について

対 象	OB・OG会員
登 録 費	4,000円
申請期間	3月1日～6月30日

※OB・OG会員とは、過去にレスリング競技に携わった者をいう。

■ 追加登録（選手）申請期間について

対 象	幼児・小学生	中学生、高校生、大学生、社会人、マスターズ
期 間	8月1日～8月31日	9月1日～10月31日

■ 都道府県協会・各傘下団体加盟登録費及び本部役員登録費

対 象	道府県協会	傘下団体	役 員	理 事	評議員
登 録 費	50,000円	50,000円	30,000円	25,000円	15,000円
納付期間	3月1日～6月30日				

※本法人の都道府県協会・各傘下団体連盟は、団体加盟登録費、及び本部役員登録費として、書式1に必要事項を記入の上、本法人に納入する。